

## RDA と国際化

— 個人名の典拠形アクセスポイントの形式をめぐって —

和中 幹雄

### はじめに

筆者は 2007 年に、日本目録規則 1965 年版策定時の目録委員長であった関野真吉の二つの論文<sup>1)</sup>を紹介する形で、「標目に使用される個人名の形式について」と題した論文<sup>2)</sup>を発表し、①日本人名の仮名形やローマ字形で示される「読み」のデータは、一定の変換表に従って機械的に変換される「翻字」(Transliteration)とは異なるものであり、この「読み」(Reading)は標目の重要な属性として典拠レコードの国際的な概念モデルに位置づけるべきである、②東洋人名やハンガリー人名のように、姓一名の形式が一般的である個人名の標目の形式においては、転置形式でないにもかかわらず姓と名の間にはコンマをおいて区切るのとは適切ではないので中止すべきである、という二つの提案を行った。

前者の「読み」の問題については、その後 2013 年に、木村麻衣子が、漢字文化圏の典拠データの表記モデルを、日本人のみならず中国人と韓国人も含めたより広範な文脈の中で提示し、日本人名の統制形アクセスポイントにおいて、中国人名の漢語ピンイン形や韓国人名のマッキューンライシャワー方式によるローマ字形における「翻字関連」とは別に、漢字形とヨミ形の「ヨミ関連」の導入を提案した<sup>3)</sup>。

後者の姓一名の個人名の形式については、2010 年 6 月の RDA 初版刊行に先立って、RDA 開発合同委員会 (JSC) が刊行後の継続検討課題をまとめた文書「決定を RDA 刊行後に持ち越した課題」(Issues deferred until after the first release of : RDA6JSC/Sec/1, 28 April 2010) の中に、課題の一つとして掲載している<sup>4)</sup>。

本論では、この二つの問題を RDA の「国際化」(Internationalization) という観点から再論する<sup>5)</sup>。

### 1. 言語と文字についての一般的なガイドライン

RDA は、FRBR, FRAD の概念モデルや国際目録原則 (ICP) に依拠しているように、英語圏中心の AACR2 とは異なって、国際性を志向しているのが大きな特徴であると言われている。その一般的な原則を示したのが「国際化」(0.11 Internationalization) の条項である。「RDA は国際的な文脈で使用するために設計されている」(0.11.1 General) という基本方針を示し、国際化に対応する事項として、「言語と文字」(0.11.2 Language and Script), 「数字」(0.11.3 Numerals), 「日付」(0.11.4 Dates), 「度量衡」(0.11.5 Units of Measurement) の 4 点を挙げている。これらの事項はすべて世界各国の文化コミュニティにおける社会的

慣習に依拠したものである。

書誌データの対象となる資料 (Resource) 自体の表現形式が、文字言語によるテキストではなく、静止画や動画や演奏や楽譜や地図や音声や話声といった文字言語でない場合であっても、書誌データ (メタデータ) は、基本的に文字言語で表現される。利用者の関心対象となる文字言語で表現される実体は、利用者の属する言語コミュニティが共有する言語規範と深く結びついている。書誌データ (メタデータ) 作成のルールが一般的なガイドラインとなり国際性を獲得するためには、各々のローカルな場での社会的慣習、すなわち各言語規範の「特殊性」を尊重した上で、言語および文字についての「一般性」を抽出しなければならない。その点で、「国際化」(Internationalization) と「ローカル化」(Localization) は表裏一体のものである。

日本人名の典拠形アクセスポイントの形式の問題を取り上げる前提として、条項 0.11.2 における「言語と文字」の一般的なガイドラインをまず確認しておきたい。

- 1) 情報源からの転記を指示しているエレメントにおいては、情報源に表示されている言語と文字 (本論では以下「表記形」と呼ぶ) によることを本則とする。
- 2) ただし、転記できない文字の場合には、「翻字形」による記録を別法として認める。
- 3) 任意規定として、表記形と翻字形を併記することができる (パラレル・フィールドを用いた MARC21 の CJK データはこの任意規定によることになる)。
- 4) 上記以外の (転記の指示がない) エレメントは、一般的に、目録作成機関の優先言語・文字を使用する。
- 5) 英語の用語を用いることが指示されていたり、英語による統制語のリスト (media type や carrier type 等) により記録する場合には、目録作成機関の優先言語・文字による対応語 (英語から翻訳した統制語等) に置き換えてもよい。

RDA の全体構成は、「記述とアクセスポイント」という AACR 型の構成ではなく、「実体の属性と関連の記録」という FRBR に基づく構成を採用している。FRBR の第 1 グループと第 2 グループの実体の属性の記録は、体現形と個別資料 (1~4 章)、著作と表現形 (5~7 章)、個人、家 (家族)、団体 (8~11 章) で扱われている。これらの属性の記録における言語や文字についての原則と別法を示すと次のようになっている。

#### 1) 体現形と個別資料の言語と文字 (1.4 Language and Script)

体現形と個別資料の属性 (タイトル、責任表示、版表示、制作表示、出版表示、頒布表示、製作表示、シリーズ表示に含まれる各エレメント) の記録は、表記形によることが本則である。転記できない文字の場合には、翻字形による記録を別法として認める。また、任意規定として、表記形と翻字形を併記することができる。

#### 2) 著作と表現形の言語と文字 (5.4 Language and Script)

著作のタイトルは表記形による。表記形の代替として、あるいは表記形に加えて翻字形

を記録することが別法として許容される。

著作と表現形のその他の識別属性は6章での規定で明記した言語・文字で記録する。7章が取り扱っている内容記述属性は目録作成機関の優先言語・文字による。

### 3) 第2グループの実体（個人，家，団体）(8.4 Language and Script)

名前（個人名，家名，団体名）は表記形による。表記形の代替として，あるいは表記形に加えて翻字形を記録することが別法として許容される。

個人，家，団体のその他の識別属性は9-11章での規定で明記した言語・文字で記録する。

## 2. 個人名における言語と文字

次に，以下の3つの体现形を例にして，実体「個人」の属性の中心となる「個人名」に限定して検討する。体现形の記録は，表記形と翻字形を併記する任意規定により行うこととする。

### ① 吾輩ハ猫デアル / 夏目漱石著 [表記形]

Wagahai wa neko de aru / Natsume Sōseki cho. [翻字形]

### ② Light and dark / Natsume Sōseki ; translated by John Nathan. [表記形]

### ③ I am a cat / Sōseki Natsume ; translated by Aiko Ito & Graeme Wilson [表記形]

個人の識別とその属性の記録は9章で規定されている。9章は，9.0から9.19まで20個の節から成り，「9.0 目的と範囲」「9.1 個人を識別するための一般ガイドライン」を一般原則とし，続く「9.2 個人名」や「9.3 個人と結び付いた日付」（生没年等）や「9.4 称号」から始まって「9.18 個人識別子」までは，個人を識別するための各種の属性（エレメント）が規定されている。最後の「9.19 個人を示すアクセスポイントの構築」は，これらのエレメントを使用していかにアクセスポイントを構築するかを規定した条項である。差し当たりここで関係するのは，「9.2 個人名」と「9.19 個人を示すアクセスポイントの構築」である。

特定の人物を指し示すデータである個人名は，さまざまな言語や文字で表記される。それらの個人名ないし個人名の形式のうち，旧来は「統一標目」と呼ばれた「典拠形アクセスポイント」（authorized access point）の基礎となる個人名を「優先個人名」（Preferred Name for the Person）と呼んでいる。一方，「優先個人名」とは異なる個人名を「異形個人名」（Variant Name for the Person）と呼び，それを基礎として，旧来は「参照」と呼ばれた「異形アクセスポイント」（Variant Access Point）が構築される。

このように，個人名は「優先個人名」と「異形個人名」の二つのカテゴリーに分かれる。

「優先個人名」の確定と記録は，「9.2.2 優先個人名」（Preferred Name for the Person）で規定されている。「9.2.2.1 範囲」で，優先個人名とは個人を識別するために選ばれた名前

もしくは名前の形式であり、その個人を表す典拠形アクセスポイントの基礎でもあることが示される。「9.2.2.2 情報源」で、名前や名前の形式を得るための情報源の優先順序が示される。そして、「9.2.2.3 優先個人名の選択」(Choosing the Preferred Name)によって、名前を選択することになるが、この時点での「選択」と言っているのは、<夏目金之助>(本名)と<漱石>(号)と<夏目漱石>(一般的に用いられているペンネーム)の三つの名前があって、そこから<夏目漱石>という名前を選択するという意味であるということに留意する必要がある。<夏目漱石>か<Natsume Sōseki>か<Sōseki Natsume>かという名前の形式の選択は次の問題である。

上記の3つの体现形において著者として表されている個人名は、同一の名前であっても、名前の形式は、<夏目漱石>、<Natsume Sōseki>、<Sōseki Natsume>の3つの異なる形式で表記されている。これらの形式からどの形式を選ぶかを示す条項が「9.2.2.5 同一名の異なる形式」(Different Forms of the Same Name)である。ここでは、「9.2.2.5.1 完全さ」(fullness)、「9.2.2.5.2 言語」(language)、「9.2.2.5.3 非優先文字で表記されている名前」(names found in a non-preferred script)、「9.2.2.5.4 綴り字法」(spelling)の4つのカテゴリが選択基準として用意されているが、差し当たり日本人名に大きく関わるのは、「9.2.2.5.2 言語」と「9.2.2.5.3 非優先文字で表記されている名前」である。

条項 9.2.2.5.2 によると、言語形式が異なる場合には、大部分の資料の言語に対応する形式を優先名として選ぶこととしている。目録作成機関の優先言語・文字により広く受け入れられている名前の形式を選ぶのが別法である。この別法によれば、英語が優先言語の目録作成機関は、<Sōseki Natsume>を選ぶことになる。

また、優先個人名として選ばれなかったその他の形式は、異形個人名として記録する(9.2.3.9 Alternative Linguistic Form of Name)。

ここで言う個人名の言語の形式とは何か。「教育研究所」を「Institute of Education」と意味を取って日本語から英語に翻訳することの多い団体名の場合とは異なって、個人名の翻訳の場合には、個人名の音(読み)を当該言語に変換して表記するのが一般的である。例えば、Ernest Hemingway を例に挙げると、下記のようにローマ字を使用する言語同士では、原語の綴りをそのまま使用することが多い。非ローマ字の場合には、当該言語の音声規範に基づく文字表記規範に従って表記されることになる。この場合は、「読み」の過程が介在していると言える。非ローマ字で綴られた音(読み)をローマ字に変換する行為が翻字である。

Ernest Hemingway (英語, ドイツ語, フランス語等)

欧内斯特·海明威 → (翻字) → Ouneisite Haimingwei (中国語)

アーネスト・ヘミングウェイ → (翻字) → Ānesuto Heminguwei, (日本語)

Эрнест Хемингуэй → (翻字) → Ėrnest Kheminguëi, (ロシア語)

「9.2.2.5.3 非優先文字で表記されている名前」では、目録作成機関の優先文字とは異なる文字の場合には、翻字形を採用することを本則としている。諸外国では、日本語資料の文字は非優先文字であるので、<夏目漱石>の読みに基づいて翻字（ローマ字化）した <Natsume Sōseki>が優先個人名の形式として選択される。

ただし、9.2.2.5.3 の条項において漢字を用いた例として、日本人名は挙げられていない。次のような中国人名や韓国人名だけが挙げられている。

Laozi

Name appears in original script as: 老子

Li An

Name appears in original script as: 李安

Yi Sūng-man

Name appears in original script as: 李承晩

以上言及した条項「9.2.2.3 優先個人名の選択」「9.2.2.5.2 言語」「9.2.2.5.3 非優先文字で表記されている名前」の本則を用いて、米国議会図書館が上述した夏目漱石の 3 つの体現形から優先個人名と異形個人名を選択すると、以下のようになる。

① 吾輩ハ猫デアル / 夏目漱石著〔表記形〕 → 異形個人名：夏目漱石

Wagahai wa neko de aru / Natsume Sōseki cho.〔翻字形〕

→ 優先個人名：Natsume Sōseki

② Light and dark / Natsume Sōseki ; translated by John Nathan.〔表記形〕

→ 異形個人名：Natsume Sōseki

→ 優先個人名と一致

③ I am a cat / Sōseki Natsume ; translated by Aiko Ito & Graeme Wilson〔表記形〕

→ 異形個人名：Sōseki Natsume

①の Natsume Sōseki は日本語の翻字形であるが、②の Natsume Sōseki と③Sōseki Natsume はともに英語の表記形である。②はたまたま①の翻字形と一致したにすぎない。わが国で 9.2.2.5.3 の条項を適用する場合には、「夏目漱石」が優先個人名となり、その読みないし翻字形は異形個人名となる。

### 3. 日本目録規則における「読み」の扱い

わが国におけるローカル化の中心テーマである日本語は、漢字や仮名（ひらがなやカタカナ）やローマ字その他各種の文字を混淆して使用できる漢字仮名交じりの表記法であることに特徴があるとともに、文字表現の背後に音声言語規範として存在する「読み」が書誌デ

ータ（メタデータ）の重要な要素（エレメント）として存在してきた点にある。

「読み」は、一定の変換表に従って機械的に変換される「翻字」(Transliteration)ではない。「東北地方」の「地方」は「チホウ」,「文書管理」の「文書」は「ブンショ」と読むが、江戸時代の村で行政上の必要から作成された文書・記録類としての「地方」や「文書」は「ジカタ」や「モンジョ」と読まれる。文脈によって読みが異なることが多いだけではなく、同一の文脈でも、「魚」は「ウオ」でも「サカナ」でもどちらの読みも間違いではない。

転記が原則の表現形のタイトルの読みに基づく翻字形は、正当なものとして複数存在し得るのである。自動カナフリシステムの性能向上によって、読みをコンピュータで付与する精度は高まっているが、同一文字（文字列）の読みが複数存在するのは、日本語の「読み」の基本的な特徴である。一方、個人名のような固有名詞の場合、固有の読みをもっている。例えば、民俗学者の「柳田國男」の姓の読みは「ヤナギタ」であるが、ノンフィクション作家の「柳田邦男」の姓の読みは「ヤナギダ」である。

このような点は国際的にはまだあまり認知されていない。そのため、日本語の文字のローマ字化 (Romanization) はローマ字化の手前に「読み」の過程が存在しているにもかかわらず、「翻字」(Transliteration) とほぼ同義とみなされている<sup>6)</sup>。

記述データも標目データも翻字データを付与する米国の CJK データとは異なって、わが国では、「読み」は、ルビの記述は別として、標目データにのみ付与することが行われてきた。そこで、日本の目録規則において「読み」がどのように捉えられてきたかを見ることにする。

まず、日本目録規則 (NCR) における「標目」の用語定義の変遷を以下に示す (アンダーラインは筆者)。

<NCR1942 年版>

目録ニ於ケル各記入ノ排列順序ヲ決定スル見出語。(p. 45)

<NCR1952 版>

記入の見出語として用いる人名 (著者, 編者, 訳者等), 団体名, 書名, 件名等を総称する。(p. 68)

<NCR1965 年版>

記入の最初に記載され, 目録の中で排列位置を決定するもの。標目には個人名, 団体名, 書名, 件名等がなる。(p. 149)

<NCR1977 年版 (新版予備版) >

記入の最初に記載され, 目録のなかで記入の排列位置を決定し, その検索の手がかりとなるもの。標目となるものには著者, 書名, 件名および分類記号がある。(p. 85)

<NCR1987 年版>

目録記入の上部に記載され, 記入の排列位置を決定するとともに, 資料検索上の手がかりとなるもの。標目となるものには, タイトル, 著者, 件名および分類記号がある。(p. 308)

#### <NCR1987 年版改訂 3 版>

書誌的記録を検索する手がかりとなるもので、目録記入の冒頭に記載され、その排列位置を決定する第一要素。標目となるものには、タイトル、著者、件名および分類記号がある。(p. 417)

標目とは「見出語」であり、「排列位置」を決定するものであるということが、NCR の各版に共通するものである。しかしながら、NCR において「読み」という概念が登場し、「読み」に基づく仮名形やローマ字形の標目を規定し、その事例が規則の中に登場するのは、NCR1965 年版が最初である。

#### <NCR1965 年版>

##### 5. 標目の読みの形 (p. 25)

標目が、かなまたはローマ字以外の文字で記載されているときは、記入の排列および検索の手がかりのため、かなまたはローマ字によってその読みの形を表記するか、または、ローマ字に翻字した形を表記する。〔参照：かな表記法、ローマ字表記法、翻字表〕すなわち、記入を五十音順に排列するときは、かな以外の文字で記載された標目は、すべてかなによって標目の読みの形を表記する。また、記入をアルファベット順に排列するとき、ローマ字（アラビア数字を含む）以外の文字で記載された標目は、文字が漢字、およびかなであればすべてローマ字によってその読みの形を表記し、ローマ字以外のアルファベットであれば、すべてローマ字のアルファベットに翻字した形を表記する。

(アンダーラインは筆者)

ここでは、明らかに、「読み」と「翻字」とは区別されている。一方、NCR1977 版や現行の NCR1987 版では、読みに基づいて標目の仮名形を付与する方法を具体的に示しているが、「読み」についての用語定義はない。

NCR1987 版の標目規定は次のような構成になっている。

##### 21.0.1 標目の機能

##### 21.0.2 標目の種類

##### 21.0.3 標目のよりどころ

##### 21.1 標目の選択

##### 21.2 標目の形

##### 21.3 標目の表し方

##### 21.4 標目指示

##### 21.5 標目の記載方法

##### 21.6 参照

(略)

## 標目付則

「読み」を扱っているのは、以下に引用する（一部省略）「21.3 標目の表し方」と「標目付則 1 片かな表記法」である。

### 21.3.0 通則

標目の表し方は、原則として、次の各項による。

ア) タイトル、著者名および件名標目（分類標目で分類記号に付加された固有名の部分を含む）は、和資料については片かなで表し、洋資料についてはローマ字で表す。

イ) 分類記号は所定の記号で表す。

注：標目付則 1 「片かな表記法」を参照。

## 標目付則

### 1. 片かな表記法

#### 1.1 和語、漢語

標目の形が和語、漢語（漢字を使用する日本、中国、朝鮮の人名、団体名、地名を含む）で表示されているときは、その発音に従い、第 1 表によって表記する。

#### 1.2 外来語

標目の形が外来語（かなで表示されている外国人名、団体名、地名、外国語を含む）で表示されているか、その一部に外来語を含むときは、原則として第 1 表および第 2 表によって、表示されているとおりに表記する。

#### 1.3 アルファベット

標目の形がアルファベットで表示されているか、その一部にアルファベットを含むときは、その発音に従い、第 1 表、第 2 表および第 3 表によって表記する。この場合、長音、拗長音、長音符（ー）で表記する。

#### 1.3 別法

標目の形がアルファベットで表示されているか、その一部にアルファベットを含むときは、そのままローマ字で表記する。

#### 1.4 数字

標目の形が数字で表示されているか、その一部に数字を含むときは、原則として、不自然でない限り次のとおり表記する。

#### 1.4 別法

標目の形が数字で表示されているか、その一部に数字を含むときは、成語、固有名詞をのぞき、そのまま数字で表記する。

「その発音に従い」とは、「読み」を介在させることを意味し、「表示されているとおりに」



や「そのまま」とは「読み」を介在させないことを意味している。漢数字の「四」は「シ」や「ヨン」,「九」は「ク」や「キュウ」と複数の読みがある。「1.4 数字」における「不自然でない限り次のとおり表記する」とは,「四→シ」や「九→ク」「十→ジュウ」のように,個々の漢数字の定型読みを示したものである。この定型読みの規定に基づけば,「四十九歳」は「ヨンジュウキュウサイ」ではなく,「シジュウクサイ」となる<sup>7)</sup>。

#### 4. 姓を含む個人名の記録についての JSC での検討

条項 9.2.2.1 から 9.2.2.8 までの規定に基づき選択し形式を確定した優先個人名は,9.2.2.9 以降の規定に従って優先個人名および個人についての統制形アクセスポイントとして記録される。9.2.2.9 は,姓(または姓として機能している名前)を含む個人名の記録の一般的ガイドラインを示している。本論では,「9.2.2.9 姓を含む名前の記録についての一般的ガイドライン」の中の以下に引用する部分について検討する。

##### RECORDING NAMES CONTAINING A SURNAME

##### 9.2.2.9 General Guidelines on Recording Names Containing a Surname

(略)

Record the surname as the first element.

- a) If a name consists of a surname preceded by other parts of the name, such as given names, record the surname and follow it by a comma and the parts of the name that precede it.
- b) If a name consists of a surname followed by other parts of the name, record the surname and follow it by a comma and the parts of the name that follow it.
- c) If the name consists only of a surname, record the surname alone.

(略)

「姓を第一要素 (first element) として記録する」というのが,大原則となっている。第一要素とは, AACR2 では「記入の要素」(entry element) と呼ばれていたものである。

この原則に従って, a), b), c) の 3 つに場合分けをした規定がなされている。

a) は, 姓の前にそれ以外の名前の部分(名やミドルネームなど)が先行する場合の名前を扱っている。西欧人名の一般的な形式である。姓を第一要素とするので,表記形は転置されることになる。

Bernhardt, Sarah

表記形 : Sarah Bernhardt (フランス人名)

Byatt, A. S.

表記形 : A. S. Byatt (イギリス人のペンネーム)

b) は、名前の先頭に姓があつて、その後にミドルネームや名が続く形式の名前を扱っている。日本人名、中国人名、韓国・朝鮮人名、ベトナム人名などの東洋人名とともに、ハンガリー人名が含まれる。次の3種類の人名が例として示されている。日本人名の例はない。表記形の先頭は姓なので転置されることはないが姓一名間のコンマを付与することになっている。

Chiang, Kai-shek

表記形 : 蒋介石 (中国人名)

翻字形 : Chiang Kai-shek

Molnár, Ferenc

表記形 : Molnár Ferenc (ハンガリー人名)

Trịnh, Văn Thanh

表記形 : Trịnh Văn Thanh (ベトナム人名)

対象となる資料 (Resource) やレファレンス資料に表記されている表記形に対して、a)は転置するのに対して、b)は転置せず表記形 (ないしは翻字形) そのままを個人名とする。にもかかわらず、両者とも、第一要素である姓とその他の部分の間にコンマを置くという規則となっている。

c)は、姓のみからなる名前である。

RDA 開発合同委員会 (JSC) の事務局は、この条項について何度か課題として提示してきた。未決着のままである。

最初にb)の規定が問題とされたのは、2007年12月17日付の”RDA: Resource Description and Access Sections 2-4, 9 – Constituency Review of December 2007 Draft”と題された文書 (5JSC/RDA/Sections 2-4, 9) である。「JSCによりさらにレビューが必要な条項」の一つとして、次のように説明されている。AACR2 の 22.4B2 に対応する規定は現行 RDA の 9.2.2.9 に取り込まれたが、2007Draft 時点での条項番号は 9.2.5.1.3 であった。

AACR2 rule 22.4B2 (RDA 9.2.5.1.3) contains this provision: “If the first element is a surname, follow it by a comma.” This means that a name such as “Chiang Kai-shek” where “Chiang” is the surname is recorded as “Chiang, Kai-shek.” The JSC will consider whether to remove the instruction on use of a comma for such names.

「個人名の最初の部分が姓である場合 (Chiang Kai-shek のような場合) にも、コンマを使用して “Chiang, Kai-shek.” とする規定を除くかどうかをさらに検討する」として

いたが、この時点で決着がつかずに、RDA 初版刊行後に持ち越す課題の一つとして、「決定を RDA 刊行後に持ち越した課題」(Issues deferred until after the first release of RDA) と題する文書 (6JSC/Sec/1) に再度掲載されることになった。

その際、条項番号は 9.2.2.9 に変わったが、“First part of the name is the surname (Current RDA instruction number: 9.2.2.9 AACR2 rule: 22.4B2)” と題して、上に引用したのと同じ文章を再掲した。また、それとともに、9.2.2.9 の課題として、“Surname as first element (Current RDA instruction number: 9.2.2.9 AACR2 rule: 22.5A1)” と題された課題が新たに付け加わった。追加された後者の課題は次のとおりである。

From 5JSC/RDA/Sections 2-4, 9/ALA response:

9.2.5.1.3. Many ALA respondents felt that the need to determine an initial element in the name for sorting purposes was the result of limitations on our encoding schemas. They feel that this is an opportunity to define data elements with sufficient granularity to support a variety of sorting and display options.

これは、JSC 文書 5JSC/RDA/Sections 2-4, 9 に対して提出されたアメリカ図書館協会 (ALA) の応答で新たに提起されたものであり、「姓を第一要素 (first element) として記録する」という規定に対する問題提起であった。

2 種類の JSC 文書 5JSC/RDA/Sections 2-4, 9 における 9.2.5.1.3 と 6JSC/Sec/1 における 9.2.2.9 の課題に対する JSC メンバー機関等が提出した応答文書の概略を以下に示す。

メンバー機関	9.2.5.1.3 (5JSC/RDA/Sections 2-4, 9) への応答 <sup>8)</sup>	9.2.2.9 (6JSC/Sec/1) への応答 <sup>9)</sup>
米国議会図書館 (LC)	この規定は句読法の一例である。しかし、さまざまな条項にあるこのようなガイドラインのスタイルには一貫性がないので、他の規定と一貫性があるように整合的な言葉遣いにすべきである。(2008/3/6)	<First part of the name is the surname> 優先度は高い。この条項および個人名に関連する他の条項の改訂提案を行う予定している。(以下略) [AACR2 の 22.4B2 に対応する 9.2.2.9 の条文への言及はない]
アメリカ図書館協会 (ALA)	ALA の多くの応答者は、排列を目的として名前の第一要素を決定する必要性は、符号化スキーマに対する制限の結果であると感じた。排列や表示の選択肢を増やすことができるように、データ要素を十分な粒度をもったデータ要素として定義	Surname as first element 優先度は示さない。この時点でこの課題を追求することに関心はない。(2010/4/28)

	<p>する良い機会であると感じている。</p> <p>(2008/3/28)</p>	
英国図書館 (BL)	<p>個人名の記入に導入されるコンマは、転置を示すとともに名前の要素を分離する。Chiang Kai-shek の場合、転置はない。FRAD も RDA も名前の要素は区別していない。そのため、このコンマは必要ない。(2008/3/13)</p>	<p><b>First part of the name is the surname</b> 優先度中位。</p> <p>提案する予定はない。</p> <p><b>Surname as first element</b> 優先度高い。</p> <p>BL は、名前のプロジェクトにおいて、典拠コントロールのプロセスの自動化のもとで作業を行っている。名前の構成要素の曖昧でない識別は機械マッチングにとって有用性が高い。一つの提案をする予定がある。(2010/7/1)</p>
英国図書館情報専門家協会 (CILIP)	<p>コンマは転置した名前にのみ適切である。ただしそれ自体は表示の問題であり、そのため、条文の一部であってはならない。(2008/3/17)</p>	<p><b>First part of the name is the surname</b> 優先度高い。</p> <p><b>Surname as first element</b> 優先度高い。(2010/7/15)</p>
オーストラリア目録委員会 (ACOC)		<p><b>First part of the name is the surname</b> 優先度中位 (アクセスポイントの一貫性)</p> <p>JSC でシステム関連の議論が望ましい。その地域の他者に代わって行うことが要求されない限り、提案を行う予定はない。</p> <p><b>Surname as first element</b> 優先度高い (アクセスポイントの一貫性)</p> <p>議論が望ましい。</p> <p>提案の予定はない。(2010/6/30)</p>
ドイツ国立図書館 (DNB)		<p><b>First part of the name is the surname</b> 優先度高い。</p> <p>このような名前にコンマを使用する条項を削除することは、いくつかの国 (例えば中国) の用法に合致するであろう。姓と名を区別するために、異なるエレメントとして、すなわち異なるサブフィールドに記録することを推奨する。</p> <p><b>Surname as first element</b> 優先度中位。(2010/6/30)</p>

フランス	<p>国際的な視点では（また、アクセスポイントに関連するデータ要素を定義する目的においても）、形式ばらないアプローチを採用し、句読法の規定は避けたほうがよい（表示オプションにすることができる）。なぜ「記入要素」と「転置要素」（または記入要素以外の名前の一部）を区別しないのか。例のいくつかにコメントを載せると有用であろう。</p> <p>(2008/3/21)</p>	
------	--	--

メンバー機関によって、優先度の温度差は大きい。概して言うと、米国は、排列機能をもつ句読法としてのみ捉えていて、転置機能の意識はない。イギリス、ドイツ、フランスは、コンマは転置機能としてあるという理解を示している。しかし同時にこのような姓名間の区切りの規定は不要ともしている。

このような議論のなかで登場したのが、「姓を第一要素 (first element) として記録する」という規定へのアメリカ図書館協会からの問題提起であった。排列機能の重要性が低下し、個人や個人名の識別と他の実体との関連が重視されるなかで、アメリカ図書館協会は、「排列や表示の選択肢を増やすことができるように、データ要素を十分な粒度をもったデータ要素として定義する良い機会である」と提案した。英国図書館もそれに応え、新提案を示唆しているが、その内容は未確認である。また、ドイツ国立図書館の「姓と名を区別するために、異なるエレメントとして、すなわち異なるサブフィールドに記録することを推奨する」という提案もこれに関わるものであろう。

現行の MARC21 典拠フォーマットでは、個人名は一つのサブフィールドに収録し、姓と名をタグとしては区別していない。そのため、JAPAN/MARC MARC21 典拠フォーマットによるデータは次のようになっている<sup>10)</sup>。

```
100 1# $6880-01$a 夏目,□漱石,$d1867-1916
880 1# $6100-01/$1$a ナツメ,□ソウセキ,$d1867-1916
880 1# $6100-01/(B$aNatsume, □Souseki, $d1867-1916
```

一方、UNIMARC 典拠フォーマットに準拠した旧 JAPAN/MARC 典拠フォーマットでは、姓と名はそれぞれサブフィールド化されていた<sup>11)</sup>。

```
200 △1 $6a01$a 夏目$b 漱石$f1867-1916
200 △1 $6a01$7dc$a ナツメ, $b ソウセキ
```

しかしながら、ドイツのこの提案は、東洋人名におけるコンマの付与の問題を読み違えているように思われる。ここでの問題は、姓(夏目)や姓の読み(ナツメや Natume や Natsume)の後ろにあるデータとしてのコンマが問題なのである。

卑近な例を挙げる。各種のインターネットサービスにおいて名前を登録する際、姓と名を別フィールドで登録するシステムが多く見られる。その場合、海外のインターネットサービスにおいて、姓名が転置されて表示され、「姓：和中」「名：幹雄」で登録すると、「和中幹雄」ではなく「幹雄和中」と表示される例に何度か遭遇したことがある。おそらく、西洋人名の慣習を一律に採用した結果であろう。

やはり、東洋側からの提案が不可欠であろう。オーストラリア目録委員会のコメント「その地域の他者に代わって行うことが要求されない限り、提案を行う予定はない」というのは、そのことを指しているであろう。

## 5. 姓名間の区切りとしてのコンマの由来

検討課題として提起されたものの、この問題については、RDAはAACR2と全く同じ規定として継続することとなっている。そこで、目録規則として現われた、姓名間の区切りとしてのコンマの由来を確認したい。

日本目録規則は、基本的に第二次大戦後に米国の影響を大きく受けて発展してきたものである。そこで、日本目録規則と英米の目録規則を時代順に見てゆくことにしたい。

姓を記入の第一要素とすることは、パニッツィの『91 箇条の目録規則』(1841年)にすでに現われている。しかしながら、東洋人名の規定は、英米共同の図書館協会による目録規則編纂の始まりとなった1908年の『著者書名目録規則』のアメリカ版にもイギリス版にもまだ現われていない<sup>12)</sup>。日本人名や中国人名の記録を明確な規則として登場するのは、おそらく第二次世界大戦前後である<sup>13)</sup>。

1949年 <アメリカ図書館協会著者書名目録規則第2版><sup>14)</sup>

### 66. Japanese names.

Enter Japanese writers under the family name followed by the given name as in the case of western writers.

Miyoshi, Kiyotsura, 847-918.

Noguchi, Hideyo, 1876-1928.

### 67. Chinese names.

Enter a Chinese writer under the family name, separated from the given names by a comma. The given names are hyphenated and the first only is capitalized.

(略)

Wang, An-shih, 1021-1086.

Li, Shao-keng, 1897-

日本人名と中国人名の規定は微妙に異なる。日本人名は西洋人名と同様であるという誤解があるように思われる。

この方式は、英米目録規則第1版(AACR1)の北米版に引き継がれる。

#### 1967年 <AACR1 北米版>

「付録V：句読法と発音符号」

コンマを使用する場合

姓(surnameやfamily name)と名前(forenameやgiven name)を区別するため。国によっては、姓を最初に記載するのが普通の順序であるが、この場合でもコンマを用いる。

しかしながら、同時に刊行されたAACR1のイギリス版ではコンマの使用の考え方は異なっている。

#### 1967年<AACR1 イギリス版>

「付録V：句読法と発音符号」

標目の転置部分の前にはコンマを置く。

初めて英米共通の規則となった英米目録規則第2版(AACR2)では、英米のこの相違は消えてしまう。

#### 1978年<AACR2>

第22章 個人標目

記入の要素

22.4. 通則

22.4B. 要素の順序

22.4B1. 記入の要素が名前の最初の要素である場合は、表示されているとおりの順序で名前を記入する。

22.4B2. 最初の要素が姓のときは、そのあとをコンマで区切る。

22.4B3. 記入の要素が名前の最初の要素でない場合は、記入の要素が最初になるように、要素を入れ換える。記入の要素のあとをコンマで区切る。

姓と名を区切るコンマが日本目録規則（NCR）に登場するのも NCR1965 年版が最初である。ただし、漢字で表記された個人著者名のルビの形で表記されたローマ字形や外国人名のローマ字表記にコンマが使用されているだけで、コンマ自体の規定は存在せず、次の規定があるだけである。

#### <NCR1965 年版>

姓と名の形をもつ名前は、姓一名の順で記載する。(p.33)

明確な規定は NCR1977 年版（新版予備版）で始まる。

#### <NCR1977 年版>

##### 3.4.3.2.1 (人名)

(1) 姓一名の順に記載し、両者の間をコンマ (,) で区切る。(p. 39)

NCR1977 年版は NCR1987 年版にそのまま引継がれる。現在改訂作業の対象となっている現行 NCR1987 年版改訂 3 版の関連箇所を少し長くなるが引用する。

#### <NCR1987 年版改訂 3 版> (p. 331-332)

##### 23.3.0 通則

標目は、原則として和資料については片かなで表記し、洋資料についてはローマ字で表記する。

23.3.0 別法 和資料のうち、外国の人名、団体名については原語形の名称をローマ字で表記する。

(略)

##### 23.3.3 人名

##### 23.3.3.0 (通則)

ア) 姓名の形をもつ人名は、姓と名の間をコンマで区切って表記する。

イ) 姓と名から構成されていない人名は、一語として表記する。

##### 23.3.3.1 (日本人名)

ア) 原則として本人に固有の読みを表記する。

イ) かなで表されている名がその読みと異なるときは、その読みを表記する。

村山リウ ムラヤマ, リュウ

ウ) おおよそ中世までの人名で慣用される、姓と名の間「ノ」の読みは、原則として採用しない。

山部赤人 ヤマベ, アカヒト

源実朝 ミナモト, サネトモ



千利休 セン, リキュウ

(例外) 太安万侶 オオノ, ヤスマロ

紀貫之 キノ, ツラユキ

### 23.3.3.2 (東洋人名)

ア) 漢字のみで表示される中国人名および朝鮮人名は, その漢字の日本語読みで表記する。

毛沢東 モウ, タクトウ

注: 人名のみに使用される漢字の読みは, それに従う。

葉昌熾 ショウ, ショウシ

沈 復 シン, フク

イ) 漢字に母国語読みが併記された形で表示されている中国人名および朝鮮人名は, その漢字の母国語読みで表記する。

イー・オリョン<李御寧> イー, オリョン

安宇植 アン, ウシク

### 23.3.3.3 (西洋人名) 西洋人名を片かなで表記するときは, 次の各項による。

ア) 名がイニシアル形で表示されているときは, そのままローマ字で表記する。

マルチノ, R. L.

ジェームズ, P. D.

イ) 前置語を伴う姓, 複合性, 2語以上からなる姓の各語間には, 中点(・)を入れる。

ラ・フォンテーヌ, ジャン ド

マイヤー・フェルスター, ウィルヘルム

ウ) 長音, 拗長音は, 長音符(ー)で表す。

片かなやローマ字で表記されるのが標目であり, 日本人名は, 本人に固有の読みを標目とするのが原則である。漢字形は標目に含まれない。また, 「姓名の形をもつ人名は, 姓と名の間をコンマで区切って表記する」という原則は, 日本人名や東洋人名にも適用される。

筆者は 2007 年の論文で, 「各国の文化的な慣習を重視するイギリス的な考え方から, 排列機能といった機械的機能重視というアメリカ的な考え方に移ってきて, 日本はその影響を強く受けている」と述べたが, 排列機能の重視からの離脱時期に来ている現在, 各国の文化的な慣習を重視する方向に変更すべきではないか。姓と名の区切りの機能は転置にあるという正鵠を得たイギリスやドイツの指摘があったとしても, わが国や中国・韓国あるいはハンガリーから発信しない限り, 変わることはないように思われる。

次に, 世界各国の現状を確認する。

木村麻衣子の日本人・団体著者名典拠データと中国人・団体著者名典拠データの表記につ

いて、中国、日本、韓国の主要な機関の典拠データおよび米国議会図書館（LC）の典拠データを比較した調査を行っている。その調査結果を見ると、「姓名の分かちカンマの有無」に関して「日本以外のほとんどの機関が漢字形姓名の分かちを行っていない一方、ローマ字形については姓名の間をカンマで分かちする機関が多かった」と述べ、日本の目録規則でも規定されていない漢字形の姓名のコンマによる分かちは、国立国会図書館や国立情報学研究所における運用で始まったことも伝えている<sup>15)</sup>。

例えば、2012年刊行の「JAPAN/MARC MARC21 フォーマットマニュアル. 典拠編」では、「個人名は姓名の順に記録し、姓と名の間をコンマ、スペース“,” “ ”で区切る」という記載がある<sup>16)</sup>。その結果、国立国会図書館独自の適用規則に基づいて作成されている典拠データは「VIAF：バーチャル国際典拠ファイル」に提供され、その結果、コンマを使用した漢字形の日本人名が諸外国に流通し始めている。

一方、同じ名前の構造（姓一名）をもつ国における自国民の人名の表記は、日本人を除いては、コンマを使用する国は存在しないようである。現時点でVIAFに参加しているのは日本のみである。米国発信の情報に頼ることが多いため、ローマ字形でコンマを使用する例も中国・韓国の典拠データにいくつか見られるが、それでも漢字やハングルのデータには使用していない。また、ローマ字を使用するハンガリーにおいても、転置させる場合を除いて、コンマを使用することはない。

ハンガリー国立図書館のOPACでは、次の例に見るように、転置の原則に従って、ハンガリー人名のみならず、日本人名にもコンマは使用することはない<sup>17)</sup>。

Author: Natsume Sōseki (1867-1916) ←日本人名

Uniform title - to personal name main entry: Garasudo no uchi (német)

Title (and responsibility): Hinter der Glasstür / Natsume Sōseki ; ... übers. und mit einem Nachw. vers. von Christoph Langemann

Publication: Frankfurt : Angkor, 2011

Name(s): Langemann, Christoph (ford., utószó) ←ドイツ人名

Author: Shakespeare, William (1564-1616) ←イギリス人名

Uniform title - to personal name main entry: King Lear (magyar)

Title (and responsibility): Lear király : tragédia / Shakespeare Vilmos ; ford. Vörösmarty Mihály

Publication: Budapest : Világirodalom, 1908 (Budapest : Globus Ny.)

Name(s): Vörösmarty Mihály (1800-1855) (ford.) ←ハンガリー人名

自国民の人名についての扱いが日本だけ異なっているのには、それなりの理由がある。関野真吉はそのルーツを、1914年（大正3年）11月12日の帝国学士院総会で行われた「著

者名ノ書方ニ関スル決議」と題する決議に求めている<sup>18)</sup>。

- 一、 欧文ノ學術出版物等ニ記載スル著者名ハ姓并ニ名ヲ省略セスシテ完全ニ之ヲ綴リ且ツ名ヲ前ニシ姓ヲ後ニスルコト  
但シ著者目録等ニ於ケル如ク姓ノアルファベット順ニ依ル場合ニ於テハ姓ヲ前ニシ名ヲ後ニシ二者ノ間ニ必ラスコンマヲ附スルコト
- 二、 前項ノ趣旨ヲ貫徹セシメンカ為メ左ノ理由ヲ附記シテ汎ク之ヲ各大学学会等ニ照会スルコト

パスポートも含めたローマ字表記において姓名を逆転して記載する手法のルーツの一つは、このあたりで見られる。しかしながら、この手法は20世紀の終わり頃から、かなり様変わりを見せている。国語審議会は、2000年（平成12年）12月8日付の「国際社会に対応する日本語の在り方（答申）」において、「姓名のローマ字表記についての考え方」を次のようにまとめている<sup>19)</sup>。

## 二 姓名のローマ字表記の問題

### (一) 姓名のローマ字表記の現状

日本人の姓名をローマ字で表記するときに、本来の形式を逆転して「名－姓」の順とする慣習は、明治の欧化主義の時代に定着したものであり、欧米の人名の形式に合わせたものである。現在でもこの慣習は広く行われており、国内の英字新聞や英語の教科書も、日本人名を「名－姓」順に表記しているものが多い。ただし、「姓－名」順を採用しているものも見られ、また、一般的には「名－姓」順とし、歴史上の人物や文学者などに限って「姓－名」順で表記している場合もある。欧米の報道機関等では、日本人自身の慣習を反映して「名－姓」順で表記することが一般的である。

しかし、近年では、本来の形で表記すべきだとする意見も多く聞かれ、名刺等の表記を「姓－名」順にしている人なども見られる。文化庁の「国語に関する世論調査」（平成一年）では、中国人や韓国人の名前は英文の新聞や雑誌の中でも自国での呼び名と同じ「姓－名」の順に書かれることが多いことを述べた上で、英文における日本人の姓名表記について尋ねたところ、「姓－名」の順で通すべきだ（三四・九％）とした人がやや多く、「名－姓」の順に直すのがよい（三〇・六％）、「どちらとも言えない（二九・六％）もこれに拮抗する結果となった。

### (二) 姓名のローマ字表記についての考え方

世界の人々の名前の形式は、「名－姓」のもの、「姓－名」のもの、「名」のみのもの、自分の「名」の親の「名」を並べて個人の名称とするものなど多様であり、それぞれが使われる社会の文化や歴史を背景として成立したものである。世界の中で、日本のほか、中

国、韓国、ベトナムなどアジアの数か国と、欧米ではハンガリーで「姓一名」の形式が用いられている。

国際交流の機会の拡大に伴い、異なる国の人同士が姓名を紹介し合う機会は増大しつつあると考えられる。また、先に記したように、現在では英語が世界の共通語として情報交流を担う機能を果たしつつあり、それに伴って各国の人名を英文の中にローマ字で書き表すことが増えていくと考えられる。国語審議会としては、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくべきであるという立場から、そのような際に、一定の書式に従って書かれる名簿や書類などは別として、一般的には各々の人名固有の形式が生きる形で紹介・記述されることが望ましいと考える。

したがって、日本人の姓名については、ローマ字表記においても「姓一名」の順(例えば Yamada Haruo)とすることが望ましい。なお、従来の慣習に基づく誤解を防ぐために、姓をすべて大文字とする(YAMADA Haruo)、姓と名の間にコンマを打つ(Yamada,Haruo)などの方法で、「姓一名」の構造を示すことも考えられる。

今後、官公庁や報道機関等において、日本人の姓名をローマ字で表記する場合、並びに学校教育における英語等の指導においても、以上の趣旨が生かされることを希望する。

(アンダーライン筆者)

コンマは、転置を示す記号として欧米各国で普及している。転置しないにもかかわらずコンマを使用すると、逆に誤解を与えるのは、ランガナータン (Ranganathan, Shiyali Ramamrita) が、日本人名が西洋人名と同様に名一姓のグループに属すると実際に誤解して目録規則を作成したことで証明済みである<sup>20)</sup>。この国語審議会が述べているように、英文における日本人の姓名表記は、同一人物の表記についても、「姓一名」と「名一姓」が混在してくるであろう。

これは先述した夏目漱石の作品の英訳書の事例を見ても明らかである。「姓一名」と「名一姓」の表記を誤解なく区別するためには、コンマは転置の場合に限定するしかないように思われる。

もう一点、日本人名にコンマを使用することが不適となる事例は、紀貫之や平清盛や鴨長明といった古人の人名の扱いである。これらの人名の読みは「キ・ノ・ツラユキ」、「タイラ・ノ・キヨモリ」、「カモ・ノ・チョウメイ」であるが、コンマを使用する日本目録規則による標目の形は「キ、ツラユキ」ないし「キノ、ツラユキ」、「タイラ、キヨモリ」、「カモ、チョウメイ」となり、「ノ」を正當に処理することが出来なくなり、日本人の一般的な読み方と乖離が生じてしまうのである。

名前には、姓や名以外に称号その他さまざまな要素があり、一概に言えない面があるが、少なくとも、姓と名は一体として捉えたほうが合理的である。また、引用やリスト作成の場合でも個別の人名の探索においても、姓 (Surname) からの探索は、西洋でも東洋でも変わらないように思われる。近代社会において、個人が属する家などの社会的集団の名前であ

る姓 (Surname) と個人に与えられる固有の名前である名 (given name) から構成されるのが一般的であるのは西洋も東洋も変わらない。これが人名における「一般性」である。一方、西洋では「名一姓」、東洋では「姓一名」というのはローカルな「特殊性」である。この一般性と特殊性を両立させるために、日本人名について、次のような原則を立ててはどうか。一つの提案として検討していただきたい。

- 1) 表記形 (漢字形) を優先個人名とする。
- 2) 「姓を第一要素 (first element) として記録する」という原則は変えない。
- 3) 第一要素とそれ以外の要素は、転置させる場合にはコンマで区切り、転置させない場合にはスペースで区切る。

表記形：夏目漱石

優先個人名：夏目 漱石

異形個人名：ナツメ ソウセキ

異形個人名：Natsume Sōseki

異形個人名：Natsume, Sōseki (英訳書表記形 Sōseki Natsume に対して)

- 4) 名前が姓名の形式でない場合は、表記形そのままを優先個人名とする。また、それらの仮名読み形やローマ字翻字形において、第一要素とそれ以外の要素それぞれが複数の要素 (例えば複合性や複合名や中世までの人名で慣用される姓名間の「ノ」の読み等) があり、それらを区切る必要がある場合には、仮名形では中黒 (・) を、ローマ字形では、ハイフン (-) を用いる。

表記形：清少納言

優先個人名：清少納言

異形個人名：セイ・ショウナゴン

異形個人名：Sei-Shōnagon

表記形：マルシア・一枝 西家

優先個人名：西家, マルシア一枝

異形個人名：ニシイエ, マルシア・カズエ

異形個人名：Nishiie, Marusia-Kazue

異形個人名：マルシア・一枝・西家

異形個人名：マルシア・カズエ・ニシイエ

異形個人名：Marusia-Kazue-Nishiie

## おわりに

インターネット上の情報を眺めると、日本人の姓名の区切りとしてコンマを使用している例は、図書館の世界を除いてこれまで遭遇したことがない。多くの場合、漢字表記でもローマ字表記でも、ともに姓名はスペースで区分している。

現時点ではハンガリー国立図書館の OPAC が最も違和感なく見ることができるが、いかがであろうか。

ダウンズ報告以来、あるいは明治以降の近代目録法において、洋書と和漢書を区別する伝統が確立してきた。国立国会図書館は、洋書の目録作成において、いち早く RDA を採用したが、一方で、RDA 対応の日本目録規則の策定に積極的に関わっている。RDA そのものと RDA 対応の日本目録規則との関連はどのようになるであろうか。やはり、明治以降の伝統を継続してゆくのであろうか。

近々、RDA 対応の日本目録規則の改訂素案が発表されると聞いている。国際化とローカル化ともに具現したガイドラインがまとめられてゆくことを期待したい。

本研究は、(C) 科学研究費基盤研究(C) 課題番号 25330391 (研究課題「情報環境の変化に適切に対応する書誌コントロールに関する研究」) の助成を受けた成果である。

---

注 (アクセス日 2015/3/10)

- 1) 関野真吉「洋書著者目録に於ける日本人の姓名の形式について (一)」(『図書館研究』(芸艸会) 第5巻第1号, 1926年5月) および「著者目録における日本人の姓名の記入形式について (二完)」(昭和48年7月補) (関野真吉『図書目録法研究』関野真吉先生喜寿記念会, 1973.12, p. 7-26 所収)
- 2) 和中幹雄「標目に使用される個人名の形式について」『整理技術研究グループ50周年記念論集』(日本図書館研究会整理技術研究グループ) 2007.9, p. 144-151
- 3) 木村麻衣子「日本人, 中国人, 韓国人著者名典拠データ表記モデルの構築」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2013年度, p. 13-16
- 4) First part of the name is the surname : Current RDA instruction number: 9.2.2.9 AACR2 rule: 22.4B2 (From the cover letter for 5JSC/RDA/Sections 2-4, 9) [http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC\\_Sec\\_1.pdf](http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC_Sec_1.pdf), p. 18
- 5) 以下の RDA からの引用は、2015年3月10日現在の RDA Toolkit から行っている。  
<http://access.rdatoolkit.org/>
- 6) 例えば、国際的なメタデータ標準であるダブリンコアでは「読み」の要素は存在しないため、国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述において、「読み又は翻字形」と定義する語彙 Transcription [dndi:transcription] を独自に設けている。  
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/standards/meta/2011/12/ndl-term.pdf>
- 7) 複数の読みが存在する場合の読みのガイドラインとして、国立国会図書館は次のような読みの付与基準や実例集を作成している。
  - ・「タイトル・著者標目・件名標目・出版事項の読みの付与基準 (2012年1月以降)」  
<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/yomifuyo2012-1.pdf>
  - ・「読みにおける記号・アラビア数字・ラテン文字の扱い (2012年1月以降)」  
<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/yomifuyo2012-2.pdf>
  - ・「読みの仮名表記実例集 (2012年1月以降)」

- 
- <http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/ziturei2012.pdf>
- 8) Draft. 5JSC/RDA/Sections 2-4, 9 [2007/12/17] Responses and follow-ups  
<http://www.rda-jsc.org/working2.html#rda-sec2349>
  - 9) 6JSC/Sec/1: Issues deferred until after the first release of RDA <http://www.rda-jsc.org/working2.html#rda-sec2349>
  - 10) 『JAPAN/MARC MARC21 フォーマットマニュアル. 典拠編』国立国会図書館, 2012,  
[http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/JAPANMARC\\_MARC21manual\\_A.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/JAPANMARC_MARC21manual_A.pdf)
  - 11) 『JAPAN/MARC MARC マニュアル. 典拠編. 第1版』国立国会図書館, 2003  
[http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/jmarc\\_a\\_manual/00-1.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/jmarc_a_manual/00-1.pdf)
  - 12) *Catalog Rules, Author and Title Entries*. American ed., 1908.  
*Cataloguing Rules : Author and Title Entries*. English ed., 1908.
  - 13) 1941年に刊行された *A.L.A. Catalog Rules, Author and Title Entries* / prepared by the Catalog Code Revision Committee of the American Library Association, with the collaboration of a Committee of the (British) Library Association. Preliminary American 2nd ed. American Library Association, 1941.は未確認であるが、この時期に東洋人名の規定が現れた可能性がある。
  - 14) *A.L.A. Cataloging Rules for Author and Title Entries*. 2nd ed. American Library Association, 1949.
  - 15) 木村麻衣子「中国人・団体著者名典拠データの表記の相違：中国,日本,韓国を中心に」『*Library and information science*』69, 2013, p. 38
  - 16) 上掲 10), p. 51  
[http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/JAPANMARC\\_MARC21manual\\_A.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/JAPANMARC_MARC21manual_A.pdf)
  - 17) NEKTÁR - National Széchényi Library [http://nektar2.oszk.hu/librivision\\_eng.html](http://nektar2.oszk.hu/librivision_eng.html)
  - 18) 上掲 1), p. 7-8
  - 19) 国語審議会「国際社会に対応する日本語の在り方 (答申)」2000年2月8日  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/joho/kakuki/22/tosin04/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/joho/kakuki/22/tosin04/index.html)
  - 20) Shiyali Ramamrita Ranganathan, *Classified catalogue code: with additional rules for dictionary catalogue code*, 5th ed., New York, Asia Pub. House, 1964, p.207

(わなか みきお 大阪学院大学)  
(2015年3月12日受付)  
(2015年3月23日受理)